

令和3年度

支給要件を一部見直し  
申請期間を延長します！！

## 石岡市営業時間短縮要請等関連事業者応援給付金

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する「まん延防止等重点措置」の適用や「緊急事態宣言」が発令される中、営業時間の短縮要請や不要不急の外出・移動の自粛要請により、売上げが減少した市内事業者の事業継続を支援するため、茨城県の「支援一時金」を受給した事業者の方へ「石岡市営業時間短縮要請等関連事業者応援給付金」を交付します。

※上記「支援一時金」とは、令和3年1月から9月までのいずれかの月を対象に茨城県が支給した「営業時間短縮要請等関連事業者支援一時金」のことを言います。

給付金額

20 万円

**A** 給付対象となる業種の具体例が記載されていますので、ご確認ください。  
参考

※給付金の交付は、1事業者1回限りです。

受付期間

令和3年**11**月**8**日（月）～令和4年**3**月**11**日（金）まで  
※令和4年3月11日（金）当日消印有効

※予算額に達した場合は、その時点で給付金の申請受付は終了となります。

交付対象者

- 石岡市内に主たる事業所を有する中小企業者等又は個人事業主で、令和3年1月から9月までのいずれかの月を対象に茨城県が支給した「営業時間短縮要請等関連事業者支援一時金」を受給している者
- 給付金申請時において、必要な許認可を取得の上市内で事業を営み、かつ、事業を継続していく意思があること。
- 市税を滞納していないこと。
- 茨城県の営業時間短縮要請協力金（大規模集客施設等を含む）の支給対象者でない又は支給を受けていないこと。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員の構成員又は暴力団に協力し、関与する等の関りを持たない者

申請方法

**郵送申請** ※新型コロナウイルス感染症対策のため、郵送申請にご協力をお願いいたします。

【宛先】

〒315-8640 石岡市石岡一丁目1番地1 石岡市役所 商工課 宛

[ホームページ](#)からダウンロードしてください。

申請書

申請書は、市役所本庁舎（商工課）、石岡商工会議所、石岡市八郷商工会でも受取れます。



## 提出書類 下記【1】～【9】

書類に不備がある場合、交付までに時間を要することとなりますのでご注意ください。

### 【1】「申請時チェックリスト」

- チェックリストの項目をご確認のうえ、「申請者チェック欄」にチェックをし、必ず申請書に添付してください。

### 【2】「営業時間短縮要請等関連事業者応援給付金交付申請書兼請求書」（様式第1号）

- 押印が必要です。※法人は必ず代表者印を押印してください。
- 「振込先欄」に不備がある場合、給付金の入金が出来ませんので、記入間違いがないよう記入してください。

### 【3】「営業時間短縮要請等関連事業者応援給付金申告書・誓約書」

- 申請者の「主たる業種」を必ずチェックしてください。
- 茨城県の営業時間短縮要請等関連事業者支援一時金（以下「県支援一時金」という。）の支給を受けた区分及び事業者区分をチェックしてください。
- 県支援一時金（第1弾～第3弾）で支給を受けたものをチェックしてください。
- 「誓約・同意事項」を必ずご確認のうえ、記名・押印をしてください。



### 【4】申請日時点で、市内に事業実態があることが確認できる書類の写し

※令和3年度の県支援一時金（第2弾～第3弾）を既に受給している場合は提出不要です。

【例】①個人事業の開業・廃業等届出書の写し

②営業許可書の写し

③賃貸借契約書の写し

④HPの会社案内（市内所在地が分かるもの）、

⑤公共料金の支払い領収書の写し（3ヶ月分必要となります） など

法人：②～⑤のいずれかを提出 個人：①～⑤のいずれかを提出

### 【5】県支援一時金の入金が確認できる通帳の写し※申請日の直近で入金されたもの

### 【6】市税に未納がないことを証明する書類 ※申請月内に発行されたもの

- 市区町村が発行する完納証明書など 例)11月申請の場合は、11/1～11/30に発行された証明

※事業者が他市区町村の場合で石岡市に課税が無い場合や申請年度及び申請年度の前年度に石岡市以外に市区町村民税の課税がある場合は、当該税の完納証明書を添付してください。

### 【7】事業を行う個人が他市区町村居住の場合は住民票の写し

※発行から1ヶ月以内のもの

### 【8】法人にあたっては、履歴事項全部証明書の写し ※発行から6ヶ月以内のもの

### 【9】給付金を入金する申請者名義の預金通帳の写し（給付金振込先）

- 通帳を開いて1～2枚目の写し ●ネット銀行の場合は画面データ



## A 支給対象業種の具体例

【区 分】	【事業者区分】	（事業内容の例）
□1 営業時間短縮要請に協力した飲食店との直接取引がある事業者	□1 食品加工・製造事業者 □2 器具・備品事業者 □3 サービス事業者 □4 流通関連事業者	(惣菜製造, 飲料加工, 酒造業者等) (食器, 調理器具, 消耗品の販売業者等) (接客サービス業, 清掃業者等) (卸・仲卸等)
□2 不要不急の外出・移動の自粛要請に伴い直接的な影響を受けた, 主に個人向けに対面で販売サービスを提供する事業者	□1 飲食事業者 □2 宿泊事業者 □3 文化・娯楽サービス事業者 □4 冠婚葬祭事業者 □5 旅行関連事業者 □6 小売事業者 □7 教育・スポーツ関連事業者 □8 旅客運送事業者 □9 イベント関連事業者 □10 理・美容, 生活衛生関連事業者 □11 その他サービス事業者	(営業時間短縮要請の対象外の飲食店) (ホテル, 旅館等) (遊園地, 映画館, カラオケ, 麻雀店等) (結婚式場, 葬儀場等) (旅行代理店, レンタカー, 観光用駐車場等) (土産物屋, 雑貨屋, アパレルショップ等) (学習塾, 各種習い事, スポーツクラブ等) (バス, タクシー, 運転代行業等) (イベント企画・運営, 司会業, 演者等) (理容店, 美容室, クリーニング店等) (マッサージ, エステ, 接骨院, 鍼灸院等)

※令和3年1月から9月までのいずれかの月を対象に茨城県が支給した「**営業時間短縮要請等関連事業者支援一時金**（主なQ&AのQ1を参照ください。）」を受給している方が対象です。

※上記具体例の記載以外の事業者であっても、要件を満たせば県支援一時金の対象になり得ます。

※「営業時間短縮要請協力金（大規模集客施設等を含む）」の支給対象となる方又は現に支給を受けている方は対象外です。

## B 申請者名義の口座の通帳の写し

銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認できるようスキャン又は撮影してください。

上記が確認できるように、必要であれば、通帳のおモチ面と通帳を開いた1・2ページ目の両方を添付してください。

※電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像を提出してください。同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像を提出してください。

通帳のおモチ面



通帳を開いた1・2ページ目



電子通帳 画面コピー



！！ご注意ください！！

画像が不鮮明な場合や、銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が1つでも確認できない場合は、振込ができず、給付金のお支払いができません！

# 主なQ & A (詳細は市公式ホームページをご確認ください)



## Q1 石岡市の応援給付金の対象となる中小企業はどのような業種ですか。

中小企業基本法第2条第1項及び第5項に規定する中小企業者等で、令和3年1月～9月までのいずれかの月を対象に茨城県が支給した以下の第1弾～第3弾の「営業時間短縮要請等関連事業者支援一時金」の給付を受けた方が対象となります。

**第1弾**（1月～2月のいずれかの月の売上が前年同月比（又は前々年同月比））で50%以上減少）

**第2弾**（4月～6月のいずれかの月の売上が前年同月比（又は前々年同月比））で30%以上減少）

**第3弾**（8月～9月のいずれかの月の売上が前年同月比（又は前々年同月比））で30%以上減少）

※上記県支援一時金の対象となるのは、売上減少の要因が県の営業時間短縮要請等の影響である場合です。県の営業短縮要請等との因果関係が認められない場合は支給対象外となります。

※市の応援給付金は「営業時間短縮要請協力金（大規模集客施設等を含む）」の支給対象となる方又は現に支給を受けている方は支給対象外となります。

## Q2 石岡市外に本社（主たる事業所）があり、事業所の一部が石岡市内にある場合は対象者となりますか。

対象となります。法人は、履歴事項証明書に記載された本店の所在地又は事業実態のある事業所が市内にあることが条件となります。また、個人事業主においても、主たる事業実態の事業所が市内にあること（石岡市以外の市区町村に事業所を有している場合、市内にある自宅は事業所に含みません。）が条件となります。

## Q3 市内に複数の店舗がある場合は、どのように申請すれば良いですか。

店舗が複数あるときは、1つ記載して申請してください。ただし、給付金の支給は1中小企業1回限りです。（※複数の店舗があっても、給付金は20万円が限度です。）

## Q4 国の月次支援金の支給を受けている場合は、本給付金の支給対象となりますか。

茨城県営業時間短縮要請等関連事業者支援一時金（第1弾～第3弾）の支給を受けていれば支給の対象となります。ただし、給付金の交付は1中小企業者1回限りです。

## Q5 給付金が振り込まれるまでどれくらいの時間がかかりますか。

申請書類に不備がない場合、申請書が到達してから2週間程度で指定口座へ入金いたします。

申請先及び  
お問合せ先

〒315-8640 石岡市石岡一丁目1番地1

石岡市役所経済部商工課

TEL：0299-23-5501 FAX：0299-24-5358

